

長野県廃棄物処理計画（第 5 期）の策定について（中間報告）

資源循環推進課

1 趣旨

廃棄物処理法第 5 条の 5 の規定に基づき、当県内における廃棄物の減量化・資源化及び適正な処理に関する法定計画である「長野県廃棄物処理計画」を策定する。

なお、本計画は「長野県食品ロス削減推進計画」及び「長野県ごみ処理広域化・集約化計画」を包含する。

計画期間：令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間

（長野県ごみ処理広域化・集約化計画は令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間）

2 廃棄物専門委員会における検討経過

委員長	高木 直樹	（信州大学工学部特任教授）
委員長代理	磯貝 勇悟	（（一社）長野県経営者協会教育研修部次長）
委員	浅利 美鈴	（京都大学大学院地球環境学堂准教授）
〃	大島 朋子	（飯島町住民税務課長）
〃	窪田 由美	（（株）キッツ管理本部環境安全部副主任）
〃	中村 幸宏	（（一社）長野県資源循環保全協会会長）
〃	宮澤 俊昭	（飯山市市民環境課長）
〃	美谷島 越子	（NPO 法人フードバンク信州副理事長兼事務局長）
〃	六川 智明	（（株）長野県 A・コープ企画管理部総務企画課長）

回 数	開催日	主な検討内容
第 1 回	7 月 14 日	・廃棄物の現状、市町村等における取組の状況 ・廃棄物処理計画（第 4 期）の進捗状況 ・廃棄物処理計画（第 5 期）第 1 章～第 2 章第 1 節素案の検討 （気候変動問題、海洋プラスチック問題などの現状共有、計画における重点方針の確認）
第 2 回	8 月 24 日	・廃棄物処理計画（第 5 期）第 2 章第 2 節～第 4 章素案の検討 （目標値、県・市町村・事業者・県民の役割の明確化、4 R、環境教育、食品ロスの削減など具体的な施策内容の検討）
第 3 回	9 月 25 日	・廃棄物処理計画（第 5 期）第 5 ～第 6 章素案の検討 （廃棄物の適正処理、不法投棄等の防止、長期的取組としてごみ処理広域化・集約化計画、地域循環共生圏の形成、2050 ゼロカーボンに向けた廃棄物分野の取組内容の検討）
第 4 回	10 月 30 日	・廃棄物処理計画（第 5 期）素案の検討 （計画全体の確認、修正）

3 経過及び今後のスケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
環 境 審 議 会				9 日 諮 問				17 日 中 間 報 告		20 日 最 終 報 告 答 申		
専 門 委 員 会				14 日 第 1 回	24 日 第 2 回	25 日 第 3 回	30 日 第 4 回			12 日 第 5 回		
県 民 意 見 募 集 パブリックコメント								↔ 30 日間				
市 町 村 等 意 見 照 会								↔				

4 諮問時の意見への対応

意見等	対応状況
・汚れが付いたプラごみがそのまま捨てられたり、ごみのポイ捨てなども散見される。 ・適正に分別する必要性について検討いただきたい。	・信州プラスチックスマート運動の「3つの意識した行動」の周知により分別排出を呼びかけます。また、新しい生活様式を踏まえ、感染症対策のための家庭でのごみの捨て方についても周知を行うこととしました。
・3Rのリデュース（発生抑制）の前に、リフューズ（断る）という観点を反映して検討いただきたい。	・本計画では、リデュース（発生抑制）にリヒューズ（断る）を含めた形で検討し、長野県脱炭素社会づくり条例で提唱された「持続可能な資源への転換」（リプレース）を加えて4Rとして整理を行いました。
・容器包装リサイクル法で対象としていないプラスチック利用製品（ストロー、スプーン等）の利用を断るといったことも必要。 ・県民に関心を持ってもらえる表現方法について検討いただきたい。	・同上。 ・具体的な施策として県民に向けた広報（チラシ、テレビCM等）において効果的な表現となるよう努めてまいります。
・諏訪湖湖底からもマイクロプラスチックが検出されたとの報道もある。 ・内陸におけるプラスチック対策として先駆的なものとなるよう取り組んでいただきたい。	・本計画では、信州プラスチックスマート運動を着実に進めていくこととしており、いただいたご意見を踏まえ取り組んでまいります。